三　規則第十九条の三第一項（規則第五十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公表する情報に関し、不実のこと又は誤解させるおそれのあることを表示すること。	（新設）
四～七　（略）	二～五　（略）
八　自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、加入者等に対して、特定の運用の方法に係る情報を提供すること。	（新設）
九～十二　（略）	六～九　（略）
（業務に関する帳簿書類の作成及び保存） **第十一条**　（略）	（業務に関する帳簿書類の作成及び保存） **第十一条**　（略）
2　運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法第百一条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。	2　運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法第百一条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。
一　法第二十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者等に提示した運用の方法の内容及び令第十二条（令第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により加入者等に提示した運用の方法を選定した理由を記録した書面	一　法第二十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者等に提示した運用の方法の内容及び令第十二条第二項（令第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により加入者等に提示した運用の方法を選定した理由を記録した書面
一の二～四　（略）	一の二～四　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）

附　則

この命令は、平成三十一年七月一日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第八十九号

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十四条及び第二十四条の二（これらの規定を同法第七十三条において準用する場合を含む。）並びに第百十六条の規定に基づき、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十四日

厚生労働大臣　加藤　勝信

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（運用の方法の公表） **第十九条の三**　企業型運用関連運営管理機関は、法第二十三条第一項の規定により提示する運用の方法（令第十五条第一項の表の二の項二又は三の項ナ若しくはラに掲げるものを除き、法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示する場合にあっては、当該指定運用方法を含む。）に係る第二十条第一項各号に掲げる情報（法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示する場合にあっては、第二十条第二項第一号及び第二号に掲げる情報を含む。）を、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。 2　前項の規定による公表は、第二十条第一項第四号に掲げる情報（法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示する場合にあっては、第二十条第二項第二号に掲げる情報を含む。）を一覧できるように取りまとめて記載しなければならない。 3　企業型運用関連運営管理機関は、少なくとも毎年一回、第一項の規定により公表した情報に変更がある場合には、変更後の情報を公表するものとする。 （運用の方法等に係る情報の提供） **第二十条**　（略） 2・3　（略） 4　次に掲げる者が、第一項又は第二項の規定による情報の提供を行う場合は、企業型年金加入者等に対し、書面の交付その他の適切な方法により、法第二十三条第一項の政令で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘との誤認を防止するための説明を行わなければならない。 一　法第二十三条第一項の政令で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者（次号において「営業職員」という。） 二　営業職員以外の職員（営業職員が当該情報の提供に同席する場合に限る。） 5・6　（略）	（新設）
（運用の方法等に係る情報の提供） **第二十条**　（略） 2・3　（略） 4・5　（略）	（新設）